

別表

No.	第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率等
①	<p>物流生産性向上実装事業</p> <p>(1) 青果物流通標準化ガイドライン、花き流通標準化ガイドライン など 政府又は業界が定めるガイドラインにおいて推奨する、標準仕様のパレットの導入</p> <p>(2) 貨物自動車による陸上輸送から鉄道又は海上輸送への転換（モーダルシフト）</p> <p>(3) パレット、外装、コード等の物流標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等のデジタル化・データ連携、ラストワンマイル物流の確保等、流通合理化につながる取組であつて、他地域又は他品目のモデルとなり得る先進的な実証</p> <p>(4) パレット、外装、コード等の物流標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等のデジタル化・データ連携、ラストワンマイル物流の確保等、流通合理化につながる取組であつて、これまでに効果が確認されている施策の当該地域・品目での導入に向けた試験</p>	<p>1 事業費</p> <p>(1) パレット導入費 標準仕様のパレットの導入にかかる経費（レンタル料等）及びそれに伴う現有パレットの処分にかかる経費</p> <p>(2) モーダルシフトに要する経費 モーダルシフトに伴って発生する増加分の運行経費</p> <p>(3) 会場借料・設営費会議等を開催する場合の会場借料・設営に係る経費</p> <p>(4) 通信・運搬費 通信、郵便及び運送に係る経費</p> <p>(5) 設備・機器等借上費 事務機器、試験機器等の借りに係る経費</p> <p>(6) 印刷製本費 資料等の印刷に係る経費</p> <p>(7) 広告・宣伝・情報発信費 ポスター・チラシ等の作成・配布、広告掲載その他の情報発信（事業の案内や事例発信等）等に係る経費</p> <p>(8) 資料購入費 図書及び参考文献の購入に係る経費</p>	<p>定額 （千円未満切捨て）</p> <p>※補助金の上限 1 間接補助事業者あたり 30 百万円</p>

<p>(5) 上記事業の実施に向けた事前調査、関係者の意見調整及び計画の策定</p>	<p>(9) システム等開発費 システム等の開発に係る経費</p> <p>(10) 各種認証等の取得に要する経費 各種認証等の取得に係る経費</p> <p>(11) 消耗品費 次の物品に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物品</li> <li>・ CDROM 等の少額（5万円未満）の記録媒体</li> <li>・ 試験等に用いる少額（5万円未満）の器具等</li> </ul> <p>2 旅費 調査旅費 資料の収集、各種調査、打合せ等の実施に係る経費</p> <p>3 人件費 本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当の経費</p> <p>4 謝金 資料の整理、補助、専門的知識の提供、調査資料の収集等に当たり、協力を得た人に対する謝礼に係る経費</p> <p>5 委託費 事業の交付目的たる事業の一部分の他の者（応募団体が民間企業の場合にあっては、自社を含む。）への委託に係る経費</p>	
--	--	--

		<p>6 役務費 事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、設計、加工及び運搬等に係る経費</p> <p>7 雑役務費 (1) 手数料 謝金等の振込に係る経費 (2) 印紙代 委託の契約書に貼付する収入印紙（印紙税）に係る経費</p>	
②	<p>物流生産性向上設備・機器等導入事業</p> <p>(1) パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、無人搬送機、ラベル貼機、リーファーコンテナ、冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵車、移動販売車等の輸配送の合理化・効率化やワールドチェーンの確保に資する設備・機器の導入</p> <p>(2) 納品伝票の電子化システム、トラック予約システム、共同輸配送システム、パレット循環管理システム等の物流の合理化・効率化に資するシステムの導入</p> <p>(3) 上記の設備・機器等の導入の効果検証</p>	<p>事業費</p> <p>1 設備・機器等導入費 設備・機器等の購入及びリース導入にかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、無人搬送機、ラベル貼機、リーファーコンテナ、冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵車、移動販売車等の集荷、保管、輸送、運搬、加工、販売に係るものに限る。</li> <li>・ コンピュータ、タブレット、トラック等、その他の用途に使用可能な汎用性の高いものは除く。</li> <li>・ 機械、機材、器具等を含む。</li> </ul> <p>2 配送、パレット管理等のシステム導入に要する経費 納品伝票の電子化、トラック予約受付、共同輸配送、パレット管理等のシステム導入に必要な経費（共用サーバーの登録を</p>	<p>1/2以内（千円未満切捨て）</p> <p>※補助金の上限 1 間接補助事業者あたり 100 百万円 また、①間接補助事業者が直接行う取組は 100 百万円、②間接補助事業者の構成員が個別に行う取組について 1 構成員あたり 30 百万円を上限とし、①②の取組を組み合わせる事業であっても合計で 100 百万円を上限とする。</p>

		含む。)	
		3 事業の実施及び効果検証等に 要する経費 本事業を実施し、その効果を検 証するために必要な専門家等 に対する調査依頼等に必要な 経費	